諮問番号：平成２８年度諮問第７号

答申番号：平成２８年度答申第８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２８年５月２５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）の規定による収入認定額の変更及びそれに伴う保護費の変更の決定（以下「本件保護変更決定」という。）並びに本件保護変更決定に伴う過払額の返還の請求（以下「本件返還請求」という。）（以下これらを合わせて「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）　審査請求の趣旨

　　　本件処分の取消しを求める。

（２）　審査請求の理由

　　ア　処分庁には、年金受取額を報告、提出しているにもかかわらず、後日、過剰払いで本件処分に係る保護決定通知書（以下「本件保護変更決定通知書」という。）を渡されても納得いかない。

　　イ　弁明書には、「過払いした額を戻入額と決定し審査請求人に求めることとし、謝罪をした上で改めて返還を求めた。」とあるが、家に来られて謝ったので許して下さい、だから返してくださいと、そんな簡単に納得できることではない。

　　ウ　弁明書には、「戻入決定した。」とあるが、元々の原因は、審査請求人が国民年金・厚生年金保険年金証書（以下「年金証書」という。）等を持参の上、報告させていただいているにもかかわらず、処分庁でどのような算定をされたのか。しかも、半年以上見落とし続けていた。処分庁の管理体制が原因ではないか。とにかく、全く納得できないので、取消しを求める。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）　本件に係る法令等の規定について

　　　ア　法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。

　　　イ　法第８条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第１項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

　　　ウ　民法第７０３条は、「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。」と定め、また、地方自治法施行令第１５９条は、「歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と定めている。

　　　エ　「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）第８の３の（２）のアは、恩給、年金等の収入について、「（ア）恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。

　　　オ　『「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部改正について』（平成２８年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１３の２の（答）２では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を減額して認定する必要が生じたときについて「扶助費の額を遡及変更して、過渡分を戻入する必要がある（中略）保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護金品を支弁者に返還すべきことは、民法第７０３条に示されたところによっている。」と記されている。

（２）　本件保護変更決定について

　　　ア　本件についてみると、処分庁は、平成２８年５月に、審査請求人の年金受給額の認定に誤りがあることに気付いたため、「老齢基礎厚生年金の変更」との理由により、同月分の収入認定額及び生活保護費を変更する本件保護変更決定を行ったこと、また、本件保護変更決定通知書には、同月分過払額となる５３,３２０円の返納を求めていることが認められる。

　　　イ　審査請求人は、年金受給額を報告、提出しているにもかかわらず、処分庁がそれを見落としたことにより、後日になって過払いとする本件保護変更決定通知書を渡されても納得がいかない旨を主張する。

　　　　　確かに、審査請求人は、年金受給開始当初から、年金証書等を提出し受給額の報告を行っており、処分庁は年金証書から月割りの額を算出するなどその時点で年金受給額の確認を行うことが可能であったものであり、収入認定額の誤りに早期に気付くべきであった。

　　　　　しかしながら、保護は前記（１）のア及びイのとおり、利用し得る資産等を最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、前記（１）のエのとおり、年金については実際の受給額を収入として認定することとされていることから、処分庁は誤りが判明した平成２８年５月に、前記（１）のウ及びオのとおり、民法第７０３条及び地方自治法施行令第１５９条に基づき、同月分の審査請求人の収入認定額及び保護費の変更を行い戻入すべき額を決定したのであって、本件保護変更決定に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　平成２８年１０月２６日　諮問の受付

　平成２８年１０月２８日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月１７日

口頭意見陳述申立期限：１１月８日

平成２８年１０月３１日　第１回審議

　平成２８年１１月１０日　処分庁に対する陳述依頼通知

　平成２８年１１月２１日　第２回審議（処分庁に対する陳述聴取を実施）

　平成２８年１２月１９日　審査請求人から主張書面を受領

　平成２８年１２月１２日　第３回審議

平成２９年１月１３日　　第４回審議

　平成２９年２月６日　　　第５回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　本件審査請求の対象

本件保護変更決定通知書には、平成２８年５月分の生活保護費の変更のほか、本件保護変更決定に伴って生じる過払額が明記され、本件保護変更決定通知書に添付された納付書により当該過払額の返還請求がされていることが認められる。また、審査請求人は、審査請求書及び反論書によれば、処分庁が誤って過払いした生活保護費について返還を求められたことに対して不服があり、この点も審査請求の理由としている。

これらの事実のもとでは、本件保護変更決定によって審査請求人に支給された５月分の生活保護費のうち５３,３２０円が過払いとなり、処分庁がその返還請求を現に行っていることにかんがみると、審査請求人の実効的な権利救済を図るために、当該過払額の返還請求に対する不服も理由として本件審査請求を行うことを認めることには合理性があるというべきである。

　　したがって、本件保護変更決定及び本件返還請求を合わせて本件処分として捉え、本件審査請求を本件処分の取消しを求める趣旨であると解し、本件処分を本件審査請求の対象として、以下、検討する。

２　本件処分の違法性等

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）、陳述聴取結果記録書（平成２８年１１月２１日聴取実施）、審査請求人からの主張書面等によれば、処分庁は、①平成２８年５月１６日、審査請求人に係る年金認定額の誤りに気付き、同日のうちに、ケース診断会議を行って、平成２８年５月分生活保護費に係る過払額の戻入を決定したこと、②平成２８年５月１９日、審査請求人宅を訪問し、本件返還請求等について説明を行い、その際に、審査請求人から、同人が大阪府社会福祉協議会から数十万円の債務があることを聴取していること、③平成２８年５月２５日付け本件保護変更決定通知書により、本件返還請求を含む本件処分が行われていること、④処分庁は、本件返還請求を含む本件処分を行うに当たって、審査請求人の貯金などの資力を考慮していないことが認められる。

　　ところで、処分庁は、本件処分については、問答集の問１３－２（答）２にあるとおりであることや本件処分を行わなければ公費の二重払いになること等、主張する。

しかしながら、法第８０条では、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができると規定されている。また、問答集の問１３－２（答）２でも、この規定を受けて、「生活保護法においては、次のような特例がある。すなわち、遡及変更に基づき返還すべき扶助費の額であっても、法第８０条の規定に基づき返還を免除することができるわけである。既に決定支給した扶助費の額を減額変更して扶助費を返還させる場合、財務処理上は「戻入」という手続がとられるが、法第８０条はそのような戻入すべき額の免除を定めたものである。」とされているところであり、本件返還請求のような場合、法第８０条の規定による返還免除の可否を検討することが予定されている。

そこで本件についてみると、①審査請求人は、平成２８年１月５日、年金振込通知書を添付して処分庁に収入申告書を提出していたことから、平成２７年１０月から平成２８年５月までの間に支給された生活保護費の金額を当然受け取るべき額であると信頼していたと推認される。②平成２８年５月２５日付けで本件処分を行っているが、この時点では、既に５月分の生活保護費はほとんど費消されていると推認される。③処分庁は、審査請求人が大阪府社会福祉協議会から数十万円の債務があり、毎月５,０００円ずつ返済していることについて聴取しているが、そのうえさらに本件返還請求を行うことによって同人の自立を阻害する恐れがあるにもかかわらず、同人の資力等について十分な調査を行っていないと認められる。

前記認定事実によれば、処分庁が、本件保護変更決定により平成２８年６月以降の収入認定額及び生活保護費を変更したことは、法第４条、第８条及び第５６条に照らして、違法又は不当な点は認められない。

しかし、処分庁は、本件返還請求を行うに当たって、法第８０条の規定による前渡した保護金品の全部又は一部の返還の免除の可否についても検討すべきであったのに、これを行っていない。また、この検討において、処分庁は、本件返還請求が審査請求人の自立に与える影響を考慮すべきであるにもかかわらず、そのために必要な調査を行ってこの点の考慮を尽くしたとは認め難い。

　　よって、本件保護変更決定により平成２８年５月分の収入認定額及び保護費を変更して本件返還請求を行ったことについては、違法又は不当な点が認められる。

　　以上のとおり、本件保護変更決定により平成２８年５月分の収入認定額及び保護費を変更して本件返還請求を行った限りで、本件処分には違法又は不当な点が認められることから、本件処分は取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子